

令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正のポイント

1. 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

（1）カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

- 2050年**カーボンニュートラルの実現**に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i)脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii)生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、**最大10%の税額控除**等を講ずる。

（2）DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の促進

- デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、**クラウド技術を活用した**ハード・ソフトのデジタル関連投資に、**最大5%の税額控除**等を講ずる。

（3）繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進

- 厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜まず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、**繰越欠損金の控除上限**（現行50%）を、**最長5年間**、投資額の範囲で**最大100%まで引き上げる**。

（4）研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進

- 研究開発税制について、i)コロナ禍の厳しい経営状況の中（売上2%以上減）、研究開発投資を増加させる企業に対する**税額控除の上限引き上げ（25%→30%）**、ii)DX促進のため、**クラウド提供型のソフトウェア**に関する研究開発の**対象追加**等を講じた上で2年間延長する。

（5）企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

- 株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の**株式譲渡益への課税の繰延措置**を、事前認定不要な**恒久措置として創設**する。（総額の20%まで現金の活用も可能）

（6）車体課税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長

- エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃費基準に切り替えつつも、**減税対象割合が現行と同じ（新車台数の）約7割となる基準を維持**するとともに、今年度末で期限が切れる**環境性能割の臨時的特例措置（▲1%）を9ヶ月間延長**する。
- 自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

（7）人材確保等を促進する税制

- 中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、**新規雇用者（新卒・中途採用）**の給与等支給総額を前年度より2%以上**増加させた場合**、その**給与等支給総額の15%を税額控除**する措置を講ずる。（教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ）

2. コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

（1）中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

- M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の**生産性向上**と、増加する廃業に伴う**地域の経営資源の散逸の回避**の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。
- 具体的には、以下の**3つの措置をセットで適用することを可能とする**。
 - ①M&A実施後のリスクに備える**5年間の据置期間付の準備金**
 - ②最大10%の税額控除等の**設備投資減税**
 - ③M&A実施後の**雇用確保を促す措置**として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除

（2）様々な中小企業の設備投資支援を強化

- 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、**中小企業経営強化税制**を2年間延長（10%の税額控除等）するとともに、**中小企業投資促進税制**を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で**2年間延長**（7%の税額控除等）する。
- 地域経済を牽引する企業向けの**地域未来投資促進税制**（5%の税額控除等）に、新たに**サプライチェーン強靱化の類型を追加**し、2年間延長する。
- 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する**中小企業防災・減災投資促進税制**（特別償却20%）の**対象設備を追加**し、2年間延長する（停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ）。

（3）中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

- 中小企業軽減税率**（所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減）を**2年間延長**する。
- 所得拡大促進税制**について、**企業全体**の給与等支給総額を増加させた場合（前年度比1.5%以上）、その増加額の15%を税額控除（2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ）する制度とした上で、2年間延長する。

（4）土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

- 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、**課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置**を講ずる。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

（1）**国際課税の見直し**：2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとするべく取り組む。

（2）**納税環境のデジタル化**：タイムスタンプ要件の大幅緩和（3日⇒2ヶ月以内）、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る**要件等についてデジタル化に資する緩和**を行う。

（3）**ガス事業の収入金課税の見直し**：**2022年**に導管部門が法的分離するガス供給業の法人事業税について、他エネルギーとの競合や新規参入状況等を考慮しつつ、**課税方式の見直し**を検討する。